

令和7（2025）年度実践研究奨励援助事業実施要項

一般財団法人 栃木県連合教育会

1 目的

個人、同一校または同一園内のグループまたは学校（園）全体で取り組む教育実践研究に対して研究奨励金を贈呈し、本県教育の振興・発展に寄与する。

2 採用件数及び研究奨励金額

学校課題研究、グループ・個人研究の2部門の研究に対して、次の研究奨励金を贈る。

学校課題	研究	10件以内	1件当たり	10万円
	グループ・個人研究	20件以内	1件当たり	5万円

3 応募資格

- (1) 応募者は、原則として一般財団法人栃木県連合教育会（以下、本会という）の会員であること。
- (2) 学校課題研究部門の応募者は校長または園長であること。
- (3) 文部科学省、県教育委員会、市町教育委員会等の研究指定期間中のものでないこと。
- (4) 当該年度を含め、過去3年間を遡って本事業に採用された学校・グループ・個人でないこと。

4 研究内容

未発表であり、かつ実践的な教育活動を通した研究で、次の(1)、(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 教科・科目及び領域等に関するものであること。
- (2) 学校経営、学校が当面する教育課題に関するものであること。

5 研究期間

当該年度開始から翌年の3月31日までの間にわたって行うものとする。

6 応募方法

校長または園長は、研究計画書（様式1）を定められた期間内に本会に提出すること（電子メール添付送付も可）。

7 研究奨励援助の決定

提出された研究計画書等を審査し、校長または園長に採用の可否決定を通知する。

8 研究奨励金の贈呈

原則として、研究奨励金は校長または園長等の指定する口座に振り込む。

9 研究活動の実践

いずれの部門の研究も、校長または園長等の指導・助言のもとで取り組むこと。

10 研究完了報告書、研究のまとめの提出

校長または園長は、研究完了報告書（様式2）、研究のまとめ（様式3）を定められた期間内に本会に提出すること。

11 研究成果の発表

研究のまとめはWeb上の本会HPに掲載する。

12 その他

その他必要な事項については別に定める。

付則

この実施要項は、平成24年4月1日から実施する。

改正

この実施要項は、平成26年4月1日から実施する。

この実施要項は、平成30年4月1日から実施する。

この実施要項は、令和2年4月1日から実施する。

この実施要項は、令和3年4月1日から実施する。

この実施要項は、令和7年2月1日から実施する。